

生活介護にかかる報酬について ＜論点等＞

生活介護の報酬に係る論点

- ① 人員配置体制加算の加算単位について、算定状況を踏まえた適切な加算水準となるよう、検討を行ってはどうか。
- ② 大規模な事業所（定員81人以上）について、実態としてのスケールメリットを、本体報酬に反映させてはどうか。
- ③ サービスの利用時間について、個別の利用実態に即した評価を行ってはどうか。

生活介護に係る要望

- 自立支援給付費を抜本的に改善していただきたい。
 - ・ 就労継続支援B型・A型、生活介護、施設入所支援の単価を大幅に改善していただきたい。なお、改善にあたって、現行報酬段階の「区分2以下」を廃止し、「区分3以下」とされたい。（全国社会就労センター協議会（セルフ協））
- 日中活動事業の充実：生活介護事業等の報酬算定日数と報酬の見直し
障害者支援施設（旧法身体障害者療護施設）の実施する生活介護事業等は、常時必要とされる生命維持に関わる支援を土日等を問わず実施しており、報酬の算定日数については、施設入所支援同様「最大1ヵ月の日数」としていただきたい。また、この際の1日あたりの報酬単価については、現行の水準を維持していただきたい。（（福）全社協 全国身体障害者施設協議会）
- 本会の実施した23年度調査によれば、「恒常的に看護師の配置が必要」と回答した事業所は45.3%となっています。実際に看護師を複数配置している事業所もあり、人件費における負担が大きいことから、新たな加算の創設をお願いいたします。（（財）日本知的障害者福祉協会）
- 福祉専門職配置加算を、実際に雇用できる人件費が保障できるように増額すること。（（社）日本精神科病院協会）
- 聴覚障害者が必要とするコミュニケーション支援の加算を設けて下さい。
現行の「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を聴覚障害者一人から適用できるようにして下さい。
平成21年度の改訂において、「介護福祉士等の資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて、報酬上の評価を行う」とされましたが、この「資格保有者」に「手話通訳士（者）有資格者」を含めて下さい。（（財）全日本ろうあ連盟）

平成21年度改定の概要

- 生活介護については、平成21年度改定において、それまで平均障害程度区分に基づく評価であったところ、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とし、基本報酬体系の変更に伴い、手厚い人員配置をとってきた事業所によるサービスを人員配置体制加算により評価することとした。
- 基本報酬や人員配置体制加算の水準については、各データを踏まえ、大半の事業所において報酬改定前の報酬水準を下回らないような単価設定とし、単価の水準は、報酬改定の影響について検証することとしていたところ。

【参考】パブリックコメントにおいて寄せられた意見と厚生労働省の考え方

「平成21年度障害福祉サービス報酬改定のための関係告示の改正について」及び「平成21年度障害福祉サービス報酬改定に伴う障害福祉サービスの費用の算定等に関する関係告示及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令等の制定及び一部改正について」に関する御意見募集に対して 寄せられた御意見について（平成21年4月3日）（抜粋）

- 報酬改定後の生活介護の区分2から区分4の基本報酬が低すぎるので改善するべき。
- 人員配置体制加算の額を大幅に増やすべき。
- 3対1の人員配置で行っている事業所も人員配置体制加算の対象とするべき。

→ 今回の改定においては、経営実態調査の結果や生活介護事業所の利用状況の試算等を踏まえ、大半の事業所において報酬改定前の報酬水準を下回らないような基本報酬及び人員配置体制加算の単価を設定しています。今後、報酬改定後の影響についての検証を行っていきたいと考えています。

改定の論点

- 平成21年度の基本報酬における、平均障害程度区分に基づく評価の見直しは、評価方法の見直しであったところ、報酬改定後の一人当たり費用額は、報酬改定前と比較し+13.9%となっており、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると、著しい伸びとなっている。

注1 なお、障害福祉サービス全体の一人当たり平均月額費用費が平成20年度から平成21年度にかけて+9.4%で伸びていることと比較しても、生活介護の伸びは大きいものとなっている。

注2 また、生活介護はサービス全体の費用額の26.8%を占めており（平成22年度、国保連データ）、改定影響が制度全体の動向に大きな影響を及ぼしている。

- 伸び率13.9%の内訳としては、平成21年度新規加算分、とりわけ人員配置体制加算が大きな比率を占めている。

生活介護の一人当たり費用額の伸び率	13.9%
うち、人員配置体制加算のよる伸び分	11.3%

- 人員配置体制加算については、一人当たり費用額の動向を踏まえ、見直す必要があると考えられるが、一方、旧法体系サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、加算単位の調整を行ってはどうか。

論点②：大規模事業所の報酬の適正化

- 大規模な事業所（定員81人以上）においては、スケールメリットにより、収支差率が13.8%と、全体平均12.2%よりも高い収支差率となっている。
- この収支差率を考慮し、スケールメリット分を基本報酬に反映させることで、報酬水準の適正化を図ってはどうか。

定員規模	20人以下	21人～40人	41人～60人	61人～80人	81人以上	全体
収支差率	16.0%	13.3%	10.8%	9.1%	13.8%	12.2%

出典：平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査

- なお、小規模事業所（定員20人以下）の基本報酬については、小規模作業所の新体系サービスへの移行について配慮し、平成21年度の報酬改定において創設したものであり、経緯を踏まえ、今回の改定は見送ることとしてはどうか。
- なお、介護保険においては、平均利用延人員が750人を超える事業所を大規模事業所として、通常規模の事業所と基本報酬に傾斜をつけている。

	平均利用延人数	箇所数(割合)	報酬単価(要介護5)	通常規模との差
小規模型事業所	300人以内	13,190カ所(46.4%)	1,320単位	
通常規模型事業所	750人以内	13,267カ所(46.7%)	1,125単位	
大規模型事業所(Ⅰ)	900人以内	1,390カ所(4.9%)	1,106単位	▲1.7%
大規模型事業所(Ⅱ)	900人を超える場合	582カ所(2.0%)	1,077単位	▲4.3%

箇所数については、介護給付費実態調査月報(平成23年7月審査分)による。

論点③：利用時間の適切な評価

- 障害福祉サービスの基本報酬については、日額払いとなっており、1日の利用時間の長短を問わず同一報酬により評価されている。
- 利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、8時間を超える利用の評価を行ってはどうか。一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から検討を行ってはどうか。

1日の活動時間	5h未満	5～6h未満	6～7h未満	7～8h未満	8h以上	無回答
割合	2.2%	24.1%	50.5%	19.2%	1.7%	2.2%

出典：「平成21年度全国障害者通所更生施設・生活介護事業実態調査」財団法人日本知的障害者福祉協会